

同(金子みつ君紹介)(第三二四号)
同(小坂善太郎君紹介)(第三八八号)
教頭職の身分確立に関する請願(前田正男君紹介)(第二二二号)

人口急増地域の教育施設建設費に対する助成強化に関する請願外一件(阪上安太郎君紹介)(第二二二号)

同(神崎敏雄君紹介)(第二九〇号)
同(和田貞夫君紹介)(第二九一号)
同(阪上安太郎君紹介)(第三二六号)
私学に対する公費助成増額等に関する請願(梅田勝君紹介)(第二二三号)

同(栗田翠君紹介)(第二九四号)
同(土橋一吉君紹介)(第二九五号)
私立小・中・高等学校振興法制定に関する請願外五件(中尾栄一君紹介)(第二二四号)

同(福田篤泰君紹介)(第二二五号)
同(山崎拓君紹介)(第二二六号)
同外二件(木村武雄君紹介)(第二九二号)
同外二件(黒金泰美君紹介)(第二九三号)
同外二件(松澤雄蔵君紹介)(第三二五号)
同(金丸徳重君紹介)(第三四一号)
同(加藤一君紹介)(第三四二号)

同外一件(吉川久衛君紹介)(第三九〇号)
同外二件(近藤鉄雄君紹介)(第三九一号)
公立義務教育諸学校における教職員定数の増員に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第三八七号)
は本委員会に付託された。

十二月十九日

公立高等学校新設用地費等国庫補助制度の創設に関する陳情書(中国四国九県議会議長会正副議長会議代表鳥取県議長林原嘉武外八名)(第一二二号)
公立義務教育の全校に事務、養護職員配置等に関する陳情書(鹿児島県掛川郡山町町議会議長田中一)(第一二二号)
公共社会体育施設の国庫補助強化に関する陳情書(中国四国九県議会議長会正副議長会議代表鳥取県議長林原嘉武外八名)(第一二三号)

義務教育管理下における児童生徒の学業災害補償法制定に関する陳情書(大津市議会議長羽根清一)(第一四四号)
学校教育法等の一部を改正する法律案成立促進に関する陳情書(東京都千代田区九段北四の二五全国私立学校審議会連合会長棚橋勝太郎)(第三二二号)

久留米市に県立養護学校設置に関する陳情書(久留米市議会議長吉山武)(第六九号)

公立義務教育諸学校に事務・養護職員配置等に関する陳情書(指宿市議会議長吹留光男)(第七〇号)
私学助成法の早期制定に関する陳情書外一件(東京都千代田区九段北四の二五全国私立学校審議会連合会長棚橋勝太郎外一名)(第七一号)

北海道大学理学部助手金詰佑博士の地位保全に関する陳情書(札幌市議会議長松宮利市)(第七二二号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案(内閣提出、第七十一回国会法第六六号)

○稲葉委員長 これより会議を開きます。
この際、一言申し上げます。
日本社会党、日本共産党・革新共同及び公明党三党の理事から、先刻委員長に対し、理事会にも委員会にも出席しないこと、及びたとえ明日に委員会を延期しても出席し得ない旨の申し入れがございました。しかし、繰り返し理事会及び委員会への出席を委員長から懇請しましたが、いまだに御出席がありませんので、この際、やむを得ず委員会を開会いたします。(拍手)

内閣提出、第七十一回国会法第六六号、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の

教育職員の人材確保に関する特別措置法案を議題といたします。

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法
(目的)
第一条 この法律は、学校教育が次代をになう青少年の人間形成の基本をなすものであることにかんがみ、義務教育諸学校の教育職員の給与について特別の措置を定めることにより、すぐれた人材を確保し、もつて学校教育の水準の維持向上に資することを目的とする。

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校又は高等学校、専門学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。

第三条 この法律において「教育職員」とは、校長及び教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第二条第一項に規定する教員をいう。

第四条 義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない。

(人事院の勧告)
第四条 人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員である前条の教育職員の給与について、同条の趣旨にのっとり、必要な勧告を行なわなければならない。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 国は、第三条に定める教育職員の給与の優遇措置について、計画的にその実現に努めるものとする。

3 人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員である第三条の教育職員について、遅くとも昭和四十九年一月一日から同条に定める優遇措置の計画的実現のための給与の改訂が行なわれるように必要な勧告をしなければならない。

理由
学校教育が次代をになう青少年の人間形成の基本をなすものであることにかんがみ、すぐれた人材を確保し、学校教育の水準の維持向上に資するため、義務教育諸学校の教育職員の給与について必要な優遇措置を講ずるための特別の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○稲葉委員長 この際、おはかりいたします。
本案につきましては、第七十一回国会におきまして、すでに趣旨説明を聴取いたしておりますので、これを省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○稲葉委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○稲葉委員長 これより質疑に入るのであります。が、別に質疑の申し出もありませんので、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○稲葉委員長 引き続き討論に入るのであります。が、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○稲葉委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。(拍手)

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲葉委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○稲葉委員長 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後九時五十九分散会

昭和四十八年十二月二十五日印刷

昭和四十八年十二月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局